

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎壽士氏揮毫



発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (3816) 3346
発行人 下田友吉 (1部 100円)
編集人 松木正輝 (年極 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

主要目次
一頁…年頭所感、税理士会で今おきていること
一～二頁…公益法人等の収支計算書の提出制度の創設(実務上の留意点)

税理士業界の動向
公認会計士業界では昭和41年の公認会計士法の改正により既に監査法人が認可されて

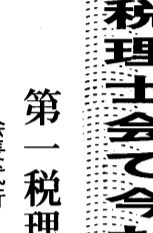
初春のおよごびを申し上げます。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。
はじめに
WTOの要請による規制緩和の一つとして法律経済に関する総合事務所構想が論議されようとしています。同時に既に行政書士の業務のうち、書類作成業務が独占業務から除外されることが政府の行政改革の一環として決定されています。また、自由民主党の議員によって党内に設置された「税理士制度改革推進議員連盟」によって税理士法の改正を含む税理士制度改革に向けて論議が始まろうとしています。このような社会的状況は、一般に士業と言われる業種にも社会的変革の波が押し寄せてきたと言つて過言ではありません。



皆様さま、あけましておめでとうございます。本年もよろしくお祈り申し上げます。
昨年住宅金融専門会社(住専)の不良債権問題や百年の歴史を誇る老舗の山一証券の経営破たん問題などの火の粉が金融機構の屋台骨をゆるがす程の大きな火種とな

り、金融ビッグバンの到来を警告した年であり、加えて金融機関と総会屋との癒着が検査当局から執拗に暴かれ、日本においてかつてない金融危機に陥っています。この状況は、一般に士業と言われる業種にも社会的変革の波が押し寄せてきたと言つて過言ではありません。

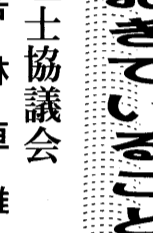
おり、組織的且つグローバルに活躍していることは周知のことです。税理士業界についても税理士法の改正に関し、平成7年6月に日本税理士会連合会が、「税理士法改正に関する意見(タタキ台)」を発表し、東京税理士会はそれ以前の平成5年5月に「税理士法改正要綱」を発表し、そのなかでそれぞれ独自の立場で税理士法あるいは税理士法人の試案を発表してい



きくなってきました。我々公認会計士は監査に対する今までとやり方を反省して、本年こそは強い信念で進まねばなりません。
監査法人制度の充実以来、公認会計士の行う税理士業務は公認会計士業務のほんの一部となつた感があり、日本公認会計士協会当局も大きな

関心をもち、税理士団体にまかせきりでありました。しかし、日本税理士会連合会は税理士の業務の法人化、即ち税理士法人(最近では税理法人と言っている)制度の立法化に二歩一歩と歩みを進めています。公認会計士としては監査法人においても税務業務が出来るように、何らかの行動を起こすべきではないでしょうか。「会計」「税務」の二本立ての問題は公認会計士制度発足以来の問題として未だ未解決である感が深いと思

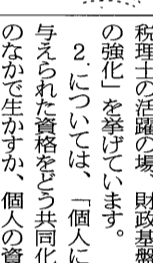
ますし、それ以前では、昭和55年の税理士法改正の際の附帯決議において、「税理士法化への対応」、「責任の問題」、「税理士制度をどうするか」、「既存の会計法人との関係」の6項目に分けてあり、各論は18項あります。1. については、「複雑化、国際化、高度化、電子化、情報化、大規模化、多様化する社会情勢への対応、事務所



定事項を登録する。3段階の手続きになる。4. 社員の資格については税理士に限り、2以上の法人の社員になることとできない。更に監査法人の社員や使用人は社員となれない。5. 意思決定(議決権)については社員の合意を尊重し一人1個とし、代理を認めない。6. 社員の数は3人以上10人以下とする。7. 社員の加入と脱退の規定を設ける。8. 使用人の数は社員一人につき5人までとする(監督できる限度)
9. 解散事由は6項挙げている。10. 業務の範囲については、法人の業務は契約当事者としての受任と法人の経営および税理士業務に付随しない会計業務。社員税理士は税理士業務を行う。11. 業務執行については、受任の際に業務執行社員を指定し、法人と連帯して受任する。税理士業務を執行するに当たり同一事務所所属する税理士を復代理人とすることが出来る。12. 税理士法上の責任については、税理士個人に属する。法人の責任については保留する。13. 民事上の責任は、税理士業務に関する債務については法人と関与社員が、上記以外は全社員が連帯して無限責任を負う。14. 支店の設置はできる。社員数と同数を限度とする。但し1ヶ所は主たる事務所とする。15. 競業と兼業の禁止。社員は税理士法人の受任した業務以外はできない。16. 出資持分は社員税理士以外は持てない。17. 税務法人も税理士会の会員となる。18. 制度化する手法として税務法人を法制化するに特則法によることとし、税理士法の改正は行わない。

次に各論に移りましょう。各論はさきに述べたように、18の項目で構成されています。それは、1. 法人の形態は法律に規定されるが基本的にパートナーシップ形態による。2. 名称は税務法人とする。3. 名称は「税務法人」と「税務法人」という名称になる。3. 設立については税理士会が認可し、法務局に設立登記をし、税理士会に所

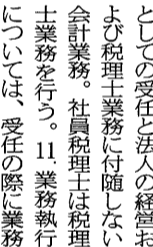
定事項を登録する。3段階の手続きになる。4. 社員の資格については税理士に限り、2以上の法人の社員になることとできない。更に監査法人の社員や使用人は社員となれない。5. 意思決定(議決権)については社員の合意を尊重し一人1個とし、代理を認めない。6. 社員の数は3人以上10人以下とする。7. 社員の加入と脱退の規定を設ける。8. 使用人の数は社員一人につき5人までとする(監督できる限度)
9. 解散事由は6項挙げている。10. 業務の範囲については、法人の業務は契約当事者としての受任と法人の経営および税理士業務に付随しない会計業務。社員税理士は税理士業務を行う。11. 業務執行については、受任の際に業務執行社員を指定し、法人と連帯して受任する。税理士業務を執行するに当たり同一事務所所属する税理士を復代理人とすることが出来る。12. 税理士法上の責任については、税理士個人に属する。法人の責任については保留する。13. 民事上の責任は、税理士業務に関する債務については法人と関与社員が、上記以外は全社員が連帯して無限責任を負う。14. 支店の設置はできる。社員数と同数を限度とする。但し1ヶ所は主たる事務所とする。15. 競業と兼業の禁止。社員は税理士法人の受任した業務以外はできない。16. 出資持分は社員税理士以外は持てない。17. 税務法人も税理士会の会員となる。18. 制度化する手法として税務法人を法制化するに特則法によることとし、税理士法の改正は行わない。



定事項を登録する。3段階の手続きになる。4. 社員の資格については税理士に限り、2以上の法人の社員になることとできない。更に監査法人の社員や使用人は社員となれない。5. 意思決定(議決権)については社員の合意を尊重し一人1個とし、代理を認めない。6. 社員の数は3人以上10人以下とする。7. 社員の加入と脱退の規定を設ける。8. 使用人の数は社員一人につき5人までとする(監督できる限度)
9. 解散事由は6項挙げている。10. 業務の範囲については、法人の業務は契約当事者としての受任と法人の経営および税理士業務に付随しない会計業務。社員税理士は税理士業務を行う。11. 業務執行については、受任の際に業務執行社員を指定し、法人と連帯して受任する。税理士業務を執行するに当たり同一事務所所属する税理士を復代理人とすることが出来る。12. 税理士法上の責任については、税理士個人に属する。法人の責任については保留する。13. 民事上の責任は、税理士業務に関する債務については法人と関与社員が、上記以外は全社員が連帯して無限責任を負う。14. 支店の設置はできる。社員数と同数を限度とする。但し1ヶ所は主たる事務所とする。15. 競業と兼業の禁止。社員は税理士法人の受任した業務以外はできない。16. 出資持分は社員税理士以外は持てない。17. 税務法人も税理士会の会員となる。18. 制度化する手法として税務法人を法制化するに特則法によることとし、税理士法の改正は行わない。

は、現在行っている公益法人等については、法人税の確定申告書を提出することとされており、その際、収益事業以外の事業に係るものも含めた損益計算書等を提出することとされています(法74②、法基通15-12-14)。

は、現在行っている公益法人等については、法人税の確定申告書を提出することとされており、その際、収益事業以外の事業に係るものも含めた損益計算書等を提出することとされています(法74②、法基通15-12-14)。



は、現在行っている公益法人等については、法人税の確定申告書を提出することとされており、その際、収益事業以外の事業に係るものも含めた損益計算書等を提出することとされています(法74②、法基通15-12-14)。

第一税理士協議会編集部

公益法人等の収支計算書の提出制度の創設 (実務上の留意点)

**組合員のための
福祉共済事業を展開!**

- ◆事業資金等融資の斡旋
- ◆専門図書等の特別割引販売
- ◆CPA・DCカードの特別取扱い

〒113-0033
東京都文京区本郷5丁目3番2号
東京公認会計士協同組合

電話 03(3815)3423(代)
ファックス 03(3815)3647

公認会計士総合補償制度
団体所得補償保険・団体入院費用補償保険

公認会計士職業賠償責任保険

CPA自動車総合サービス

- CPA自動車ローン
- CPAオートリース
- 日石アソックカード
- CPA車両紹介サービス

みなさまに愛されて32年
これからも まごころとサービスを
お届けしてまいります

株式会社 日本会計士学館
〒113-0033 東京都文京区本郷5-18-3
☎(03)3815-3414(代)
フリーダイヤル 0120-393-293

**東京共済会の
福利厚生事業!**

- 生命共済の取扱い
- UC・CPAカードの取扱い
- 親睦と健康増進事業の取扱い

〒113-0033
東京都文京区本郷5丁目18番3号
公認会計士会館

公認会計士東京共済会

電話・FAX 03(3815)9300

業課税の適正化を図る観点から、平成8年度の税制改正において、収益事業を営んでいない公益法人等に対して、税法上、収支計算書を提出しなればならないこととされた(措法68の6)。

そこで、この制度の適用に当たって注意すべき事項等について問答形式により解説することとします。

(問1) この制度の適用がある法人はどのような法人ですか。人格のない社団等も対象となりますか。

(答)

1. この制度の適用対象となる法人は、法人税法第2条第6号(定義)に規定する公益法人等(外国法人である公益法人等が含まれます。)とされています。具体的には、法人税法別表第2に掲げる法人をいい、民法の財団法人又は社団法人、宗教法人法の宗教法人、私立学校法の学校法人、社会福祉事業法の社会福祉法人などがこれに該当します。

なお、人格のない社団等については、この制度の対象とされていません。(措法68の6)。

2. ただし、1.に掲げる公益法人等であっても次の(1)から(3)に掲げる法人に該当するものについては、適用対象から除かれます。

(1) 収益事業を含む公益法人等

収益事業を営む公益法人等については、法人税の確定申告の際、収益事業以外の事業に係るものも含めた損益計算書を提出することとされていることから、(収支計算書の提出が二重にならないよう)収支計算書の提出は不要とさせていただきます。(措法68の6)。

(2) 法人税法以外の法律に

よって「公益法人等」とみなされている法人

法人税法以外の法律によって「公益法人等」とみなされている法人のうち次に掲げる法人については、法人税に関する法令の適用上は「公益法人等」とみなされているものの、実際の課税上は人格のない社団等と同様の取扱であり、この制度が公益性的である団体として税制上の特典を受けている公益法人等に対する課税の適正化の観点からの措置であることから、適用対象から除かれています。(措法68の6、措令39の37①)。

① 地方自治法(昭和22年法律第67号)により法人格を得た地縁による団体(いわゆる町内会等)

② 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)により法人格を得た管理組合法人(マンション管理組合)

③ 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)により法人格を取得した政党又は政治団体

(3) 年間収入が8,000万円以下の公益法人等

収支計算書の作成に馴れていない小規模な法人の事務負担に配慮して、年間収入が8,000万円以下の公益法人等については収支計算書の提出を要しないこととされています(措法68の6、措令39の37②)。

(問2)

1. 年間収入が8,000万円以下であるかどうかを判定する場合の収入金額は、事業年度で計算した基本財産等の運用益、会費、寄付金、事業収入などの収入金額の合計額によることとされています。その際、次の収入は8,000万円以下であるかどうかを判定する場合の収入金額には含まないこととされています。

① 土地、建物などの資産の売却により、臨時的に発生する収入

② 公益法人等の実収入とならないもの

(例) 前期から繰り越された収入(剰余金)、各勘定間の振替による収入(振替収入)、借入れによる収入、貸し付けた金銭等の返還による収入、各種引当金、準備金及び積立金の取崩しによる収入、各種特定預金の取崩しによる収入など

(注) 1. 提出の対象となる事業年度が1年に満たない場合は、8,000万円にその事業年度の月数を乗じてこれを12で除して得た金額により提出義務の有無の判定を行うこととなります(措法68の6、措令39の37②③)。

2. 提出の対象となる取支計算書には、年間収入が8,000万円以下であるかどうかを判定する場合の収入金額に含まれないこととされている収入も記載する必要があります。

2. したがって、お布施、寄付金、組合収入はもちろん、臨時的な収入であっても、資産の売却以外の収入(例えば、募金、カンパ、義援金などの収入は、8,000万円以下であるかどうかを判定する際の収入金額に含まれることとなります。

(問3)

提出する収支計算書は、所定の様式でなければなりません。

1. 収支計算書は、公益法人等の行う活動の内容に応じた、おおむね租税特別措置法施行規則別表第十に定める勘定科目に従って作成することとされていますので、これらの勘定科目に即して、適宜公益法人等の活動内容に見合った科目を使用して任意の様式で作成していただくこととなります(措法68の6、措規22の23①)。

また、収支計算書には、(基本的事項として)次の事項を記載していただくこととなります(措法68の6、措規22の23②)。

(記載事項)

① 公益法人等の名称及び主たる事務所の所在地

② 代表者の氏名

③ 事業年度の開始及び終了の日

④ その他参考となる事項

2. なお、公益法人等が他の法令に基づいて収支計算書を作成している場合は、事業の種類ごとに収入が区分して記載されているもの又はその明細書が添付されているものであれば、その収支計算書を提出していただくことも差し支えありません(措規22の23②)。

(問4)

収支計算書には、どのような勘定科目を使用すればよいのですか。

(答)

収支計算書は、公益法人等の行う活動の内容に応じて、おおむね租税特別措置法施行規則別表第十に定める勘定科目に従って作成することとされていますが、これらの勘定

である民法の財団法人又は社団法人に適用される「公益法人会計基準」を基本に、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、労働組合など種々の公益法人があることも勘案し、本制度による収支計算書を作成する際の目安として、一般的に勘定科目を例示したものです。

したがって、例示した勘定科目が、貴法人における事業収入の内容、経費の支出の内容を明確に表す科目記載と合致しないときは、その内容を示す適切な科目を使用して収支計算書を作成して差し支えありません(措法68の6、措規22の23①)。

なお、収入の部のうち「雑収入」等はその事業内容が分かりにくいものについては、別途具体的に付記していただくこととなります(措規22の23①)。

(注) 租税特別措置法施行規則別表第十

【収入の部】

基本財産運用収入、入会金収入、会費収入、組合費収入、事業収入、補助金等収入、負担金収入、寄附金収入、雑収入、基本財産収入、固定資産売却収入、敷金・保証金戻り収入、借入金収入、前期繰越収支差額等

【支出の部】

役員報酬、給料手当、退職金、福利厚生費、会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗什器備品費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、光熱水料費、賃借料、保険料、諸謝金、租税公課、負担金支出、寄附金支出、支払利息、雑費、固定資産取得支出、敷金・保証金支出、借入金返済支出、当期収支差額、次期繰越収支差額等

(問5)

なぜ、「雑収入」等はその事業内容が分かりにくいものについては、その内容を別途具体的に付記しなければならないのですか。

(答)

収支計算書に記載する科目については、おおむね租税特別措置法施行規則別表第十に掲げる科目を使用すればよいこととなりますが、事業収入については、その事業内容の確認等の必要があるため、事業の種類ごとにその事業内容を示す適切な名称を付した科目に従って作成することとされており、「雑収入」等はその事業内容が分かりにくいものについては、別途具体的に付記していただくこととなります(措規22の23①)。

(問6)

収支計算書は、原則として、事業年度終了の日の翌日から4か月以内(所轄の税務署長に提出しなければならないこと)とされています(措法68の6)。

ただし、政令等で定める次の法人は、基金の性格上、年金経理、業務経理のそれぞれについて決算が行われるといった特別な事情に配慮し、6か月以内(提出すればよいこと)とされています(措令39の37④)。

① 厚生年金基金

② 厚生年金基金連合会

③ 国民年金基金

④ 国民年金基金連合会

(問7)

収支計算書はいつから提出しなければなりません。

(答)

本制度は、平成8年度改正で導入されたのですが、収支計算書を作成するために、事業年度(会計年度)の始めから適切に記帳を行っていく必要があります。これまでそうした対応をしておかなかった法人の準備期間にも配慮して、平成9年1月1日以後に開始する事業年度から適用することとされています(平成8年改正措法附則18、平成9年改正措令附則16)。

(注) (既に適用対象となる事業年度が開始している法人もあると思われませんが、)例えば、3月決算の公益法人等であれば、平成9年4月1日から平成10年3月31日までの事業年度から適用されますので、その事業年度の収支計算書を平成10年7月31日までに提出することとなります。

(問8)

収支計算書はどこに提出すればよいのですか。

(答)

1. 内国法人である公益法人等については、収支計算書の提出先は各事業年度終了の日における公益法人等の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長とされています(措法68の6)。

したがって、事業年度の途中で事務所が移転等があった場合には、その事業年度末における主たる事務所を所轄する税務署長に提出することとなります。

2. 外国法人である公益法人等については、国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地等を所轄する税務署長とされており、これらが2以上ある場合には、主たるものの所在地を所轄する税務署長とされています(措法68の6)。

第一 税 理 士 協 議 会

会 員 募 集 中 !!

皆様も是非、第一税理士協議会に入会してみませんか、
なお、詳細な点については、下記にお問い合わせ下さい。

☆会員の方へお願い

会員の方で、お知り合いに未加入の方がいらっしゃいましたら、どうぞ、ご勧誘下さいますようお願い致します。

第一税理士協議会は、税理士会に入会している公認会計士の団結を強化し、税理士業務と公認会計士業務の調和と発展のために、活動しております。

会員に対して、次のような情報を提供し、資質の向上を図っております。

- 時期に合わせた税実務的なテーマの研修会が受けられる。
- 最近の税務上の諸問題に対する情報源である機関紙「第一税協」が受けられる。

第一 税 理 士 協 議 会

〒113-0033 文京区本郷5-18-3公認会計士会館内
TEL 03 (3 8 1 6) 3 3 4 6

★一局複数会制の
早期実現をはかる

★税理士会の
正常化をはかる



発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113-86 公認会計士会館ビル
電話03(3816)3346
発行人 下田友吉 (1部 100円)
編集人 松木正輝 (年極 1,000円)
会員の購読料は会費を含む

主要目次

一頁…年頭所感、税理士会
今おきていること、税
理士法改正の裏面・定時
平成10年秋の表彰・故
者紹介、研修報告、崎
生先生を悼む

二頁…平素の紹介、故
生先生を悼む

右の題字は本会名誉会長故岡崎壽士氏揮毫



新年を迎えて
第一税理士協議会
会長 下田友吉

あけましておめでとうございませう。公的資金投入の効果が大きく現れ、本年こそは景気も拡大する良い年となりましょう。

東京税理士会は本年が選挙の年でもあります。東京税理士会も沈滞ムードを払拭し、活気を取り戻し、今や士業の危機も叫ばれている時であり、同業一致団結して、士界の発展を図ろうではありませぬか。

本年も、会員諸兄の先生方のご発展を祈念申し上げます。



はじめに
最近盛んに論議されていることなかれに規制緩和があります。これは、WTO/GATS(サービス貿易一般協定付属書)に照らして加盟国の国内法がこの付属書の規定と矛盾している場合には、国内法の改正を行わなければならないという協定です。わが国では行政改革推進本部に設けられた行政改革委員会において検討の結果、平成9年12月12日に規制緩和策の「最終意見」が発表されました。それによつて、士業に関連する項目として資格制度、価格規制、書類作成業務、民間団体の役割、などが盛り込まれています。

税理士会を今おきていること

第一税理士協議会

会長代行 若林恒雄

規制緩和委員会
行政改革委員会の後を

このテーマが発表される

第一税理士協議会編集部

読者必見

税理士法改正について

日税連では、平成7年6月に税理士法改正に関する意見(たたき台)を公表し、公認会計士協会では、そのたたき台に対する意見を公表していますが、その中で、公認会計士業務に關係する制緩和に関する論点を開き、発表されています。

なぜこんなに急ぐのか。この規制緩和もWTOという国際機関からの外圧ですが、わが国内での規制が国際的に見て不合理なものと思える取組を注視していくのも、一まで16のジャンルで67項目あります。このなかで私たちが業に関わる部分は、65項の「公的な業務独占資格」について資格要件や業務範囲等の在り方を含めた見直し(横断的検討「資格制度」)です。ここでは、論点1. 資格相互の参入、業務独占範囲の見直し、論点2. 合格人数制限の見直し、論点3. 学歴、実務経験など受験資格要件の見直し、試験以外の方法での資格取得の許容範囲の見直し、論点4. 関連・類似資格の統合、極度に細分化された資格の見直し、論点5. 登録・資格者団体への加入の合理性の検討、報酬規定、広告規制などの検討、を挙げたいと思います。

論点の公開

総ページ240ページに亘るもので「競争政策等」から「当面、各省における取組を注視していくのも、一まで16のジャンルで67項目あります。このなかで私たちが業に関わる部分は、65項の「公的な業務独占資格」について資格要件や業務範囲等の在り方を含めた見直し(横断的検討「資格制度」)です。ここでは、論点1. 資格相互の参入、業務独占範囲の見直し、論点2. 合格人数制限の見直し、論点3. 学歴、実務経験など受験資格要件の見直し、試験以外の方法での資格取得の許容範囲の見直し、論点4. 関連・類似資格の統合、極度に細分化された資格の見直し、論点5. 登録・資格者団体への加入の合理性の検討、報酬規定、広告規制などの検討、を挙げたいと思います。

私たちはどう対応したらいいか

このような国際的な圧力は明らかに内政干渉です。いまの資格制度でも、充分社会的に機能しているはず、この複雑で高度な社会構造をもつたわが国では、資格者の行政に対する貢献は非常に大きいです。この複雑で高度な社会構造をもつたわが国では、資格者の行政に対する貢献は非常に大きいです。この複雑で高度な社会構造をもつたわが国では、資格者の行政に対する貢献は非常に大きいです。

① 昭和26年にシャープ勧告により税理士制度が創設されたとき、税務代理業務に最も相応しい者として弁護士とともに公認会計士があげられ、試験合格者はその次とされた。

② 公認会計士試験では、第三次試験において税に関する実務が課せられ、また、実務補習所では20科目60単位の講義及び考課が行われており、税に関する実務家として十分の研鑽を修めている。

③ 監査や経営コンサルティング(MCS)を行うにあたっては税務上の判断は常に必要であり、監査、MCS、税務は公認会計士の本来業務として一体不可分の業務である。

④ 納税者の観点から見て

第一税理士協議会

会員募集中!!

第一税理士協議会は、税理士会に入会している公認会計士の団結を強化し、税理士業務と公認会計士業務の調和と発展のために、活動しております。

皆様も是非、第一税理士協議会に入会してみませんか、なお、詳細な点については、下記にお問い合わせ下さい。

☆会員の方へお願い

会員の方で、お知り合いに未加入の方がいらっしゃいましたら、どうぞ、ご勧誘下さいませようお願いします。

会員に対して、次のような情報を提供し、資質の向上を図っております。

- 時期に合わせた税実務的なテーマの研修会が受けられる。
- 最近の税務上の諸問題に対する情報源である機関紙「第一税協」が受けられる。

第一税理士協議会

〒113-8455 文京区本郷5-18-3公認会計士会館内
TEL 03(3816)3346

（前頁より続く）

文化されているため税理士会も手が着けられなかったものである。公認会計士法にも同様の条文があれば、もともとのような問題は起り得なかった。

⑥ 税務行政一元化の観点から、公認会計士制度廃止の理由にしているが、公認会計士協会では特別税務部会を設け、その部会員たる許可公認会計士（平成10年4月現在167名）に対するサポートを行ってあり、現在まで何ら不都合は生じていない。

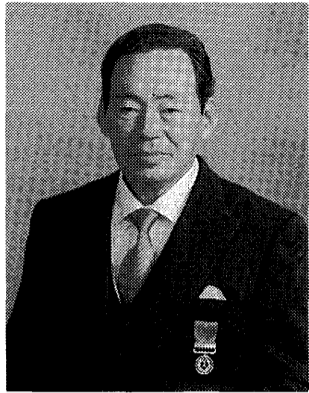
今、外圧を含め規制緩和の風が公認会計士、税理士

を含む士業界を吹き荒れています。消費者の利益のためには自由競争が避けられないとすれば、何時までも独占業界にあぐらをかくことは許されたいでしょう。ましてや、独占業務を守るために業界間の垣根を論じるなど言語道断です。税理士連合会は、ただちに他業界との業際問題に関わる税法改正試案を撤回し、納税者が望む税務サービス制度とはいかなるものか、いかなる制度が国民経済の発展に寄与するかを業界を越えて論じるべきではないでしょうか。

平成十年秋の褒章受章者

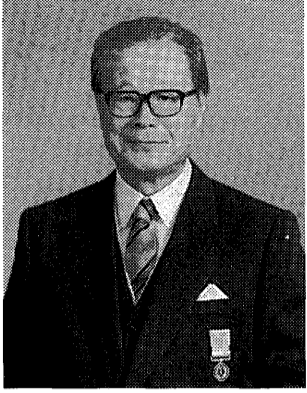
【藍綬褒章】

高橋 善一郎氏



【黄綬褒章】

安村 長生氏



政府は、昨年11月3日、秋の褒章受章者を発表しました。第一税理士協議会では、上記2名の会員が受章されましたので、ご紹介いたします。心より、おめでとうございます。

実務に役立つ、新鮮な情報!!

大幅な法人税法改正に伴う実務対策研修会開催 (基本通達関係を含む)



(講師の迫力ある説明に聞き入る参加者各位)

「中古資産の耐用年数」で資産計上して、2年間で償却することが有利であることであった。

最初に講師が、最近の法人税法の改正等の動きについて概要を説明し、研修会の本題である法人税法改正に伴う基本通達の解説へと進んでいった。

研修会の進め方は、各項目の制度の概要を解説してから新設された基本通達について事例を交えて説明をするという方法であった。紙面の都合上、「少額の減価償却資産等」、「使用人の損算入時期」、「中古資産の耐用年数」について、留意すべきことを記載する。

「少額の減価償却資産等」の項では、耐用年数が2年の減価償却資産については一括償却資産としない、

「中古資産の耐用年数」で資産計上して、2年間で償却することが有利であることであった。

「使用人の損算入時期」の項では、翌事業年度1ヶ月以内支払給与については、給与の支給額を通知したすべての人に給与を支払っていないと未払計上できないということを強調していた。

例えば、通知を受けた人で退職によって給与の支給を受けなかった人が1人で払計上はできないということであった。

また、その退職者に給与を支給した場合でも給与を支給しないままになっている場合には未払計上できないということであった。

「中古資産の耐用年数」の項では、耐用年数が2年の減価償却資産については一括償却資産としない、

「少額の減価償却資産等」の項では、耐用年数が2年の減価償却資産については一括償却資産としない、

役員は、全員留任に決定!!

第一税理士協議会第30回定時総会終了

第一税理士協議会第30回定時総会は、平成10年6月26日(金)午後4時50分より公認会計士会館第三会議室にて開催された。(写真)

総会に入る前に、期中物故会員に対して哀悼の意を表して黙祷が捧げられた後、下田会長の挨拶、神山日本公認会計士協会東京会長、酒井繁・繁田勝男両同協会東京会副会長、小島昇次期協会本部租税調査会担当常務理事より、各々祝辞が述べられた。

これより、総会に入り出席12名、委任状出席15名の計17名の出席となり、本総会は適法により下田会長が議長席に着き、議事録署名人を指名して議事に入った。

審議事項として、第30期事業及び会務報告の件 第1号議案 第30期決算報告承認の件 第2号議案 第31期事業計画承認の件 第3号議案 第31期収支予算承認の件 第4号議案 役員改選の件

それぞれ異議なく承認可決したが、特に第4号議案の役員改選については、全員留任とした。

以上で、総会の審議を終了した。次に、場所を代えて「町クラブ」にて、懇親会を東京国税局並びに税理士各団体、日本公認会計士協会関係の来賓の方々をお招きして開催した。



(力強い挨拶を述べる下田会長)

会員のみなさまへ

本年も会員の諸先生に有益な情報・研修会等をお知らせいたしますので、どうぞ、ご期待下さい。

一言も聴き逃すまいという気迫により、時間が過ぎていくのが早く感じられる研修会であった。

当日の参加者は、300名を超える大盛況で、参加者にとって有意義な研修会であった。(森杉 美保)



岡崎壽士先生の逝去を悼む

下田友吉

昨年11月7日吾が師岡崎壽士先生逝去を。先生は明治生れの気骨先生は93歳で公認会計士の世界ではかなりの高齢であり、公認会計士制度生みの親の一人であり、誠に惜しい方を亡くし、古い公認会計士にとっては淋しさを感じる。先生は日本公認会計士協会副会長、同協会東京会長として公認会計士の発展に尽くされ、横溢され、岡山生れの木又、吾が第一税理士協性の厳格で、それに明治大高輪であり、公認会計士会を作られた方であり、学卒の責任感の強さと交際の広さを加え持たれた方として第一税理士の政治で、正に、明治の巨星落つというに相応しい方であり。初代会長を十数年務められ、現在は名誉会長として会員の尊敬するところ。謹んでご冥福をお祈り致します。